

第4章

災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成する。

第1節 災害復旧事業にかかる資金計画

- 第1 義援金品の募集、受付及び配分
- 第2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付
- 第3 災害見舞金の支給
- 第4 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 第5 農林漁業復旧資金
- 第6 中小企業復興資金
- 第7 住宅復興資金
- 第8 生活福祉資金
- 第9 り災証明書

担当部	市長公室、財務部、市民協働部、福祉部、産業経済部
担当班	秘書班、情報政策班、被害調査班、会計班、災害対策班、福祉総務班、障害福祉班、児童福祉班、商工観光班、農政班
関係機関	市社会福祉協議会
関係資料	り災証明書等に関する取扱い

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金の募集及び配分等の措置を講じる。

第1 義援金品の募集、受付及び配分

1 義援金品の受付

市は、県内及び他県市町村等からの義援金品の募集及び受付を適正に行う。

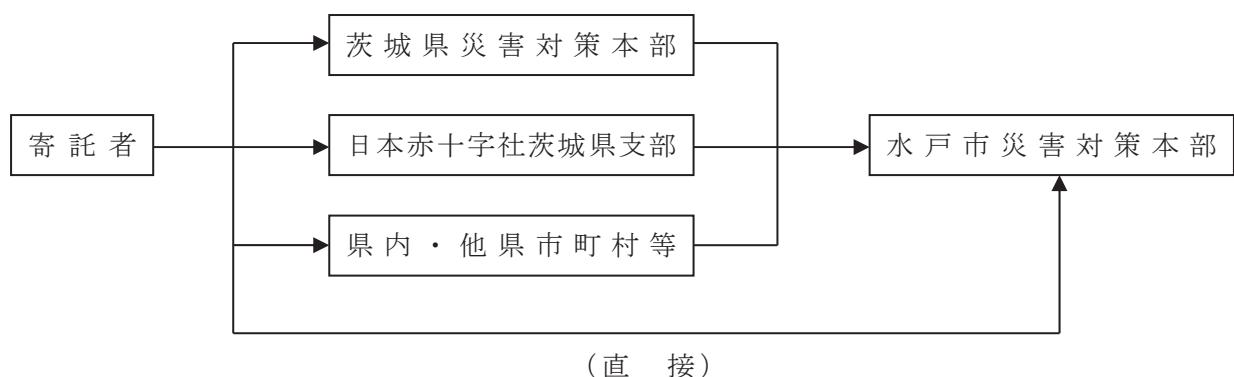
募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

(1) 義援金は、会計班において受け付け、受領したときは、寄託者に受領書を発行す

る。

(2) 義援品は、災害対策班において受け付け、受領したときは、寄託者に受領書を発行する。

(義援金品受付フロー)



2 委員会の設置

市は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

なお、委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

- (1) 水戸市
- (2) 水戸市議会
- (3) 水戸市住みよいまちづくり推進協議会
- (4) 水戸市地域女性団体連絡会

3 義援金品の保管

市は、義援金品を適正に保管する。

- (1) 義援金は、会計班が保管する。
- (2) 義援品の保管場所は、市公共施設とする。

4 義援金品の配分

(1) 配分方法の決定

義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期及びその他必要な事項）については、市が組織する委員会において、協議のうえ決定する。

また、義援品については、被災地区の需給状況を勘案し、配分計画を策定し、効果的に配分する。

なお、応急対策上、不足している物資で義援品のうち直ちに利用できる物資は、市長の指示において有効に活用する。

(2) 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、被災者に対し、迅速かつ適正に配分する。

また、配分の際は、茨城県、日本赤十字社茨城県支部等関係機関と連携し行う。

(3) 義援金品の配分に関する事務

ア 義援金は、福祉総務班が担当する。

イ 義援品は、災害対策班が担当する。

(4) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、水戸市防災会議に報告するとともに、市民に対して義援金の配分結果等を公表する。

第2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

災害により家族を失い、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく「水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年水戸市条例第36条）」に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行い、「水戸市災害見舞金等に関する条例（昭和46年水戸市条例第7号）」により災害見舞金を支給する。

各種支援措置の実施に資するため、発災後、早期にり災証明書の交付体制を確立し、り災者にり災証明書を交付する。

1 災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none">市において住居が5世帯以上滅失した自然災害県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支給限度額	<ul style="list-style-type: none">① 生計維持者が死亡した場合 500万円② その他の者が死亡した場合 250万円
受給遺族	<ul style="list-style-type: none">① 配偶者、子、父母、孫、祖父母② ①の遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時の同居者、又は生計を同じくしていた者に限る。）
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

2 災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給者及び障害の程度	<p>上記の災害により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するものの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	<ul style="list-style-type: none"> ① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

3 災害援護資金の貸付

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 																	
貸付限度額	<p>上記の災害により、負傷又は住居、家財に損傷を受けた者</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">① 世帯主の1ヵ月以上の負傷</td> <td style="width: 90%;">150万円</td> </tr> <tr> <td>② 家財の1/3以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③ 住居の半壊</td> <td>170 (250) 万円</td> </tr> <tr> <td>④ 住居の全壊</td> <td>250 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住居の全体が滅失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>⑥ ①と②が重複</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>⑦ ①と③が重複</td> <td>270 (350) 万円</td> </tr> <tr> <td>⑧ ①と④が重複</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>() 特別の事情がある場合</p>		① 世帯主の1ヵ月以上の負傷	150万円	② 家財の1/3以上の損害	150万円	③ 住居の半壊	170 (250) 万円	④ 住居の全壊	250 (350) 万円	⑤ 住居の全体が滅失	350万円	⑥ ①と②が重複	250万円	⑦ ①と③が重複	270 (350) 万円	⑧ ①と④が重複	350万円
① 世帯主の1ヵ月以上の負傷	150万円																	
② 家財の1/3以上の損害	150万円																	
③ 住居の半壊	170 (250) 万円																	
④ 住居の全壊	250 (350) 万円																	
⑤ 住居の全体が滅失	350万円																	
⑥ ①と②が重複	250万円																	
⑦ ①と③が重複	270 (350) 万円																	
⑧ ①と④が重複	350万円																	
貸付条件	所得制限	世帯人員	市民税における前年の総所得金額															
		1人	220万円															
		2人	430万円															
		3人	620万円															
		4人	730万円															
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額															
			ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。															
貸付利率		年1.5%	(据置期間中又は保証人がある場合は無利子)															
据置期間		3年	(特別な事情のある場合は5年)															
償還期間		10年	(据置期間を含む)															
償還方法		年賦、半年賦又は月賦																
貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）																	

第3 災害見舞金の支給

市内において、発生した災害により被害を受けた者等に対して、「水戸市災害見舞金等に関する条例」及び「茨城県見舞金支給要項」に基づき、見舞金を支給する。

1 市災害見舞金等の額

(1) 死亡等の場合

区分	金額
死 亡	100,000円
全治3ヶ月以上の入院加療を要する負傷	30,000円
全治1ヶ月以上3ヶ月未満の入院加療を要する負傷	20,000円
全治1週間以上1ヶ月未満の入院加療を要する負傷	10,000円

(2) 住家の損壊、滅失又は床上浸水の場合

区分	1世帯あたりの支給額
全 壊 等	70,000円
半 壊 等	30,000円
床 上 浸 水	25,000円

2 県災害見舞金等の額

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支給額	・死 亡 1人当たり 10万円 ・重度障害 1人当たり 5万円 ・住家全壊 1世帯当たり 5万円 ・住家半壊 1世帯当たり 3万円 ・床上浸水 1世帯当たり 2万円
費用負担割合	県 (10/10)

第4 母子父子寡婦福祉資金の貸付

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

住宅 資金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦
	貸付限度	150万円以内(特に必要と認められる場合200万円以内)
	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内(特に必要と認められる場合7年以内)
	貸付利率	無利子(保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子)

(住宅資金)

住宅に被害を受けた者について、被災後1年以内に貸付される住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金の据置期間を、2年を超えない範囲内において延長することができる。

また、各種資金において貸付を受けた者が災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合は、1年以内の支払猶予期間を設け、その支払いを猶予することができ、その猶予期間中は利子が課されない。

第5 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

1 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方 被害農林漁業者

貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る)、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具(政令で定めるものに限る)、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船(政令で定めるものに限る)の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金

貸付利率 年6.5%以内(利率はその都度定める。)

償還期限 6年以内(ただし、激甚災害のときは7年以内)

貸付限度額 被害農林漁業者当り200万円以内(激甚災害のときは250万円)

貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関

その他 市長の被害認定が必要

2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

(1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方 被害農林漁業者

貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、

漁具，稚魚，稚貝，餌料，漁業用燃油等の購入資金，漁船の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金

貸付利率	5 %以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3 %以内)
償還期限	6年以内
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内
貸付機関	農業協同組合，森林組合，漁業協同組合又は金融機関
その他	市長の被害認定が必要

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき，被害組合に対し，条例で指定された災害により，被害を受けたために事業運営に必要となった資金を融資する。

貸付の相手方	被害組合
貸付対象事業	被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
貸付利率	6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付の限度額	2,500万円以内(連合会は5,000万円以内)
貸付機関	農業協同組合連合会，森林組合連合会，漁業協同組合連合会又は金融機関

(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき，被害農業者等指定災害により，被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

貸付の相手方	被害農業者又は特別被害農業者
貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
貸付利率	5 %以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3 %以内)
償還期限	12年以内(共同利用施設は15年以内)
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内 (共同利用施設は2,000万円以内)
貸付機関	農業協同組合，農業協同組合連合会又は金融機関
その他	市長の被害認定が必要

3 株式会社日本政策金融公庫(農林漁業施設資金)

農林漁業者に対し，被害を受けた施設の復旧資金の概要是次のとおりである

償還期限 〈共同利用施設〉

	20年（据置3年を含む。）以内
	〈主務大臣指定施設〉
	15年（据置3年を含む。）以内
貸付利率	年0.20%～0.30%（償還期間により異なる）
	※公庫所定の利率による
貸付限度額	〈共同利用施設〉
	貸付対象事業費の80%
	〈主務大臣指定施設〉
	貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船1,000万円）のいずれか低い額
担保	保証又は担保
その他	農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込む。

4 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。

第6 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

1 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市、中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

- 4 一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。
- 5 県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

第7 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

1 災害復興住宅建設資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者で、 13m^2 以上 175m^2 以内の住宅部分を有する住宅を建設する者
貸付限度	原則1,500万円以内
土地取得費	原則970万円以内
整地費	400万円以内
償還期間	①木造（一般） 25年以内 ②耐火、準耐火、木造（耐久性） 35年以内

2 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明書の交付を受けた者で、 50m^2 （共同建ての場合は 30m^2 ）以上 175m^2 以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
貸付限度	①新築住宅 原則2,470万円以内（土地取得資金を含む） ②リ・ユース住宅 原則2,170万円以内（土地取得資金を含む）
償還期間	25～35年以内

3 補修資金

貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者
貸付限度額	660万円以内
移転費	400万円以内
整地費	400万円以内
償還期間	20年以内

4 県及び市の措置

(1) 災害復興住宅資金

県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(2) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった被災地の市町村長は、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行う。

第8 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、市社会福祉協議会を窓口とし、民生委員の協力を得ながら生活福祉資金の貸し付けを行う。

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として本資金の貸付対象としない。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

また、東日本大震災においては、被災した低所得世帯に対して当面の生活に必要な経費等の貸付をする生活復興支援資金が、生活福祉資金の特例措置として講じられた事例がある。

『生活福祉資金貸付内容一覧』

(令和2年11月1日現在)

資金種類／資金の目的			貸付対象 (○=対象)			貸付限度額	据置期間 (据置期間中 無利子)	償還期限	利子
			低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯				
総合支援資金 (※1)	生活支援費		○	—	—	貸付期間12月以内 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円	6月以内	10年	連帯保証人あり 無利子
	住宅入居費		○	—	—	400,000円			連帯保証人なし 年1.5%
	一時生活再建費		○	—	—	600,000円			
福祉資金 福祉費	生業費		○	○	○	4,600,000円	6月以内 (※2)	20年	連帯保証人あり 無利子
	技能習得費		○	○	—	技能を習得する期間が 6月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年程度 5,800,000円		8年	
	住宅増改築等		○	○	○	2,500,000円		7年	
	福祉用具費		—	○	○	1,700,000円		8年	
	障害者自動車購入費		—	○	—	2,500,000円		8年	
	中国残留邦人等 国民年金追納費		○	○	○	5,136,000円		10年	
	負傷又は疾病の療養費		○	—	○	療養期間 1年以内 1,700,000円 療養期間が 1年を超える場合、1年以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円		5年	連帯保証人なし 年1.5%
	介護サービス、障害者 サービス受給費		○	○	○	介護サービス受給期間 1年以内 1,700,000円 介護サービス受給期間が 1年を超える場合、1年以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円		5年	
	災害臨時経費		○	○	○	1,500,000円		7年	
	冠婚葬祭経費		○	○	○	500,000円		3年	

資金種類／資金の目的			貸付対象 (○ = 対象)			貸付限度額	据置期間 (据置期間中 無利子)	償還期限	利子
			低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯				
福祉資金	福祉費	住居移転等、給排水設備等経費	○	○	○	500,000円	6月以内 (※2)	3年	連帯保証人あり 無利子
		就職、技能習得等経費	○	○	○	500,000円		3年	
		その他日常生活必要経費	○	○	○	500,000円		3年	
	緊急小口資金		○	○	○	100,000円	2月以内 (※2)	1年	連帯保証人なし 年1.5%
教育支援資金	教育支援費			○	—	高校 月額35,000円 高専 月額60,000円 短大 月額60,000円 大学 月額65,000円 (※3)	卒業後 6月以内	20年	無利子
	就学支度費			○	—	—			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金			○	—	○	契約終了後 3月	措置期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金			○	—	○			

※1 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。

※2 災害を受けたことによる貸付けの場合には、災害の状況に応じ、貸付けの日から2年を超えない範囲内で据置期間を延長することができる。

※3 特に必要と認める場合に限り、記載の金額の1.5倍の金額まで貸付けることができる。

第9 り災証明書

1 り災証明書及びり災届出証明書（以下「り災証明書等」という。）の対象

り災証明書等は、災対法第2条第1項に規定する災害により、被害があった建物の所有者等に対し、交付をする。

(1) 市長（防災・危機管理課・市民課）が交付するもの〔自然災害〕

【被害程度】

全壊，大規模半壊，中規模半壊，半壊，準半壊，一部損壊，床上浸水，床下浸水等

※ 被害の認定は、内閣府作成の「災害の被害認定統一基準」，「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき行う。

- (2) 消防局長（火災予防課）が交付するもの〔火災〕

2 り災証明書等の申請

- (1) り災証明書等の申請は、り災者からの申請書の提出により行う。
- (2) り災証明書等の申請者は、原則として、り災物件の所有者、占有者又は管理者とし、その他の者が申請を行う場合は、委任状を必要とする。ただし、大規模災害の発災直後等で、市長が認める場合に限り、委任状を要しない。
- (3) 災害の規模に応じては、被災者生活再建支援システムを活用し、り災証明書等の申請の受付を行う。

3 被害調査及びり災証明書等の交付

- (1) り災証明書等の申請がされたときは、市は、り災物件の被害状況を調査し、確認終了後、り災証明書等を交付する。ただし、水害等により、被害区域が明確な場合、市は、り災者からの申請にかかわらず、速やかに被害調査を行い、迅速なり災証明書の交付に努める。
- (2) 大規模災害時には、被害の大きな建物の調査を優先し、生活再建に配慮する。
- (3) 一部損壊の認定に限り現地調査を省略し、写真等の確認により交付することができる。
- (4) 災害の規模に応じては、被災者生活再建支援システムを活用し、り災証明書等の被害調査及び交付を行う。

4 証明書の交付手数料

り災証明書等の交付手数料については、免除とする。

5 被災証明書の交付

市は、国等による被災者支援に係る各種支援策に対応するため、必要とする場合に、被災状況を証明するものとして、被災証明書を交付する。

第2節 租税、公共料金等の特例措置計画

- 第1 国税等の徴収猶予及び減免の措置
- 第2 市税等の徴収猶予及び減免の措置
- 第3 その他公共料金の特例措置

担当部	財務部、保健医療部
担当班	被害調査班、国保年金班

第1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

市、県及び国は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第2 市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、災害により被災者の納付すべき市税等について、法律及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、市税（市民税・固定資産税・国保税・軽自動車税等）等の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 公共料金等の特例措置

1 郵政事業（日本郵便株式会社）

(1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(2) 被災者の差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む。）の料金免除を実施する。

なお、取扱場所は、日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会、又は共同募金連合会あてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

2 通信事業

(1) 東日本電信電話株式会社茨城支店

「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

(2) 株式会社N T T ドコモ茨城支店

N T T ドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

3 電気事業（小売り電気事業者等）

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て、電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

4 都市ガス事業（東部ガス株式会社）

ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。

なお、特例措置を行う場合は、経済産業省又は関東経済産業局の認可が必要である。

(1) 被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸

(2) 事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も、上記(1)を適用する。

第3節 雇用対策計画

- 第1 離職者への措置
- 第2 雇用保険の失業給付に関する特例措置
- 第3 被災事業主に関する措置

担当部	財務部、産業経済部
担当班	契約検査班、商工観光班

災害により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、職業の斡旋や雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進する。

また、県は国と連携を図り、再就職の支援を行う。

第1 離職者への措置

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

1 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

2 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。

3 諸制度の活用

職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等を活用する。

4 就職の斡旋

市は、災害救助法が適用された場合、国から労働者の斡旋を受けることができる。

県は、茨城労働局及び公共職業安定所と連携を図り、災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し、再就職を支援する。

また、災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労働者等の雇上げは、公共職業安定所を通じて行う。

第2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

1 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できな

い受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

2 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。

第3 被災事業主に関する措置

国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料延納の方法の特例措置、滞滯金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

第4節 住宅建設の促進計画

第1 住宅建設の促進

担当部	財務部、都市計画部
担当班	被害調査班、建築指導班、住宅政策班

第1 住宅建設の促進

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅を確保するため、住宅建設計画及び復旧計画を作成し、迅速な災害公営住宅の建設や、被災した既設公営住宅の復旧を図り、居住の安定を図る。

1 市の対応

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、罹災者名簿、滅失住宅地図を作成する。

2 県の対応

県は、市が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市で対応が困難な場合は県が代わって公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、予算の確保、用地の確保等を含めて支援方法を検討する。

3 入居者の選定

市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行い、県はこれを助言・指導する。

4 住宅建設の促進

県及び市は、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と、指導等の迅速な事務処理体制の検討を行う。

第5節 被災者生活再建支援金の支給計画

第1 被災者生活再建支援法による支援金の支給

第2 水戸市被災者生活再建支援支給規則による支援金の支給

担当部	財務部、市民協働部
担当班	財政班、被害調査班、会計班、災害対策班

第1 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活再建を支援し、市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

また、被害状況に応じては、茨城県被災者生活再建支援制度補助金交付要項及び水戸市被災者生活再建支援金支給規則（以下「規則」という。）に基づき支援をする。

1 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅の全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合、
 - ア 5世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
 - イ 2世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域に係る自然災害

2 制度の対象となる被災世帯

前記1に記載の自然災害により、

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯

- (2) 居住する住宅が半壊、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
(大規模半壊世帯) ((2)及び(3)に掲げる世帯を除く。)
- (5) 居住する住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (中規模半壊世帯) ((2)から(4)までに掲げる世帯を除く。)

3 支援法の適用手続き

(1) 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

(2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めたときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

なお、市には、支援法が適用されたことを通知する。

4 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2.(1)に該当)	解体 (2.(2)に該当)	長期避難 (2.(3)に該当)	大規模半壊 (2.(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

※ 大規模半壊による申請後、その住宅を解体した場合は、合計で100万円支給となる。

※ 中規模半壊世帯（2.(5)に該当）は、基礎支援金の対象外。

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅等を除く。)
支給額	全壊・解体 長期避難 大規模半壊	200万円	100万円
	中規模半壊	100万円	50万円

※ 賃借による申請後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円支給となる。

5 支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ り災証明書

ウ その他

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類をとりまとめの上、速やかに県に送付する。

(4) 支給申請書等の基金への送付

県は、市から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

6 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支給申請書類を審査し、支援金の支給について、申請者本人に通知書により決定内容を通知する。

(1) 支援金の口座振替払い

支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

(2) 支援金の現金支給

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第2 水戸市被災者生活再建支援支給規則による支援金の支給

1 規則の適用基準

規則の対象となる自然災害は、規則第2条の定めにより、市内において1以上の住宅が全壊する被害を発生させた自然災害で、その災害による被害に対し、市長が支援金の支給が必要であると認めたものとする。

2 制度の対象となる被災世帯

市内に居住する世帯のうち、前記1に記載の自然災害により、

(1) 居住する住宅が全壊した世帯

(2) 居住する住宅が半壊、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを

得ず解体した世帯

(3) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
(大規模半壊世帯) ((2)に掲げる世帯を除く。)

(4) 居住する住宅が半壊した世帯 ((2)に掲げる世帯を除く。)

ただし、(1)～(3)に掲げる世帯のうち、支援法の対象となる被災世帯は、規則の対象外とする。

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2.(1)に該当)	解体 (2.(2)に該当)	大規模半壊 (2.(3)に該当)	半壊 (2.(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	50万円	25万円

※ 大規模半壊又は半壊による申請後、その住宅を解体した場合は、合計で100万円支給となる。

※ 半壊での申請後、その住宅を解体し、支援法の対象となった場合は、半壊の申請で受給した支援金を市に返金した後に、支援法による解体の申請ができる。

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅等を除く)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 基礎支援金を半壊で申請した世帯は、加算支援金の対象外。

※ 賃借による申請後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）した場合は、合計で200（又は100）万円支給となる。

4 支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について個別に説明をする。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ り災証明書

ウ その他

(3) 申請の受付及び申請書類の確認・点検

市は、支援金の申請の受付を行う。その後、被災者から提出された申請書及び添

付書類の確認・点検を行う。

5 支援金の支給

市は、支援金の支給について、通知書により支給決定内容を通知する。

市は、支給決定の通知後、速やかに申請者に対し支援金の支給を行う。

6 支援金に対する県の補助

県は、市が被災者に支援金を支給した場合、支給の実績に基づき、「茨城県被災者生活再建支援制度補助金交付要項」に基づきその費用の一部を補助する。

市は、支援金の支給後、支給の実績等を県に報告し、県から補助を受ける。

第6節 被災施設の復旧計画

- 第1 災害復旧事業計画の作成
- 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画
- 第3 災害復旧事業の実施
- 第4 がれき等の処理

担当部	市長公室、市民協働部、生活環境部、建設部
担当班	企画班、災害対策班、清掃班、建築班、土木補修班

災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

1 地域間・組織間の応援協力体制の整備

災害発生後の施設の復旧に関しては、迅速かつ的確な対応が求められるが、災害時の混乱の中、復旧事業計画の作成及び実施等に当たる十分な人員が確保できない場合も想定されるため、地域間、組織間の人員の応援協力体制の整備を行う。

2 迅速な復興のための意思決定等の必要性

災害発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に復興対策本部の設置、復興方針・計画の策定、関連事務手続等を実施する。

3 市、県及び国の密接な連携

都市計画決定や、事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるために、市、県及び国は、密接に連携する。

第1 災害復旧事業計画の作成

市及び県は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部若しくは一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法

- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市は、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第4 がれき等の処理

1 作業体制の確保

市は、迅速にがれき等の処理を行うため、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保を検討する。

また、災害時に備え、県や近隣市町村、民間事業者等と連携体制を構築する。

2 処理対策

市は、職員による巡回等により迅速に被災地域の状況を把握し、所管の道路及び河川について、がれき等の処理を実施する。

損壊家屋の解体又は撤去は、原則として、所有者が行うものとするが、倒壊の危険や通行上の支障など、緊急性が高いものは、市が実施することを検討する。

また、必要があれば、県、近隣市町村、民間事業者等に応援を要請する。

3 仮置場の確保

市は、がれき等を集積するため、必要に応じて仮置場を確保する。仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積地の提供を要請する。

4 再生利用・最終処分

市は、がれき等の処理・処分に当たっては、再生利用を推進し、最終処分量の削減に努める。

5 石綿飛散防止対策

市は、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について「災害時における石綿

飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行う。

第7節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

第1 激甚災害の指定

第2 激甚災害に係る財政援助措置の対象

担当部	財務部、市民協働部
担当班	財政班、会計班、災害対策班

第1 激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）」が制定されている。

市長は、大規模な被害が生じたときは、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧対策を実施する。

1 激甚法による助成措置

- (1) 激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行われる事業が、適切に実施されるための地方公共団体に対する特別の財政援助
- (2) 激甚災害発生に伴う被災者に対する特別の助成等

2 激甚災害の指定

- (1) 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対する市の措置の概要を県知事に報告する。
- (2) 県知事は、市長からの報告内容により、必要と認めたときは、内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚災害に指定すべきかどうか判断する。
- (4) 中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

3 激甚災害に関する調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかに次の事項を県知事に報告する。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 被害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度
- (5) 災害に対する市の措置
- (6) その他必要な事項

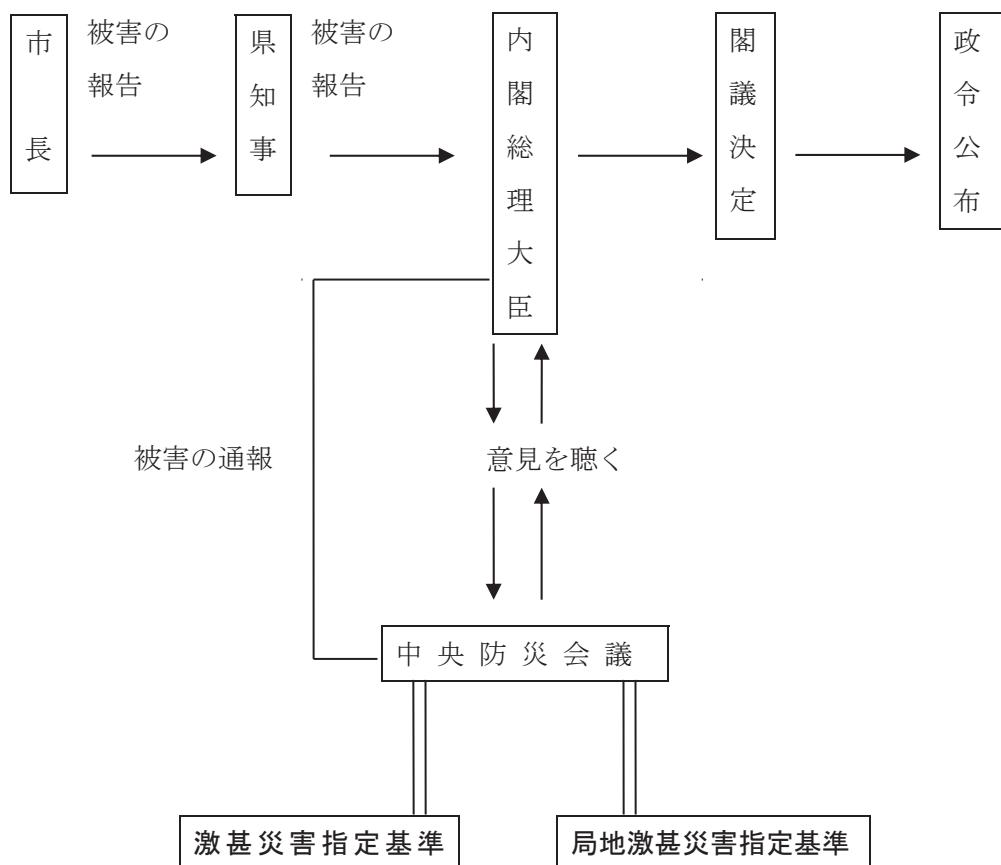
4 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認める場合、市長及び関係事業を所管する各部長は、県知事及び担当部局長と連絡を取り、指定の促進に努める。

5 特別財政援助額の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する各部長は、速やかに関係調書等を作成し、県及び国の関係部局に提出する。

(激甚災害指定のフロー)



第2 激甚災害に係る財政援助措置の対象

激甚災害に係る国の財政援助等は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅等災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 幼保連携型認定こども園及びみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業
- (8) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- (9) 身体障害者参加支援施設災害復旧事業
- (10) 障害者支援施設等の事業の用に供する施設の災害復旧事業
- (11) 婦人保護施設災害復旧事業
- (12) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (13) 感染症予防事業
- (14) 特定私立幼稚園災害復旧事業
- (15) 堆積土砂排除事業
- (16) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業
- (2) 農林水産業共同利用施設の災害復旧事業
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業
- (7) 共同利用小型漁船の建造
- (8) 森林災害復旧事業

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の災害復旧事業

4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業
- (2) 私立学校施設災害復旧事業

- (3) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公共学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の助成補助
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

